令和４年度第１回富山県最低賃金専門部会

会　議　次　第

令和４年７月　２８　日（木）
富山労働総合庁舎５階大会議室

議　　事

１　　部会長及び部会長代理の選出について
２　　富山県最低賃金専門部会運営規程について
３　　富山県最低賃金審議運営事項について
４　　専門部会の審議日程について
５　　参考人の意見聴取について
６　　地域別最低賃金額改定の目安について（補足）
７　　労働経済等関係指標について（補足）
８　　最低賃金に関する基礎調査結果について（補足）
９　　生活保護関係資料について
10　　労使各側の基本的主張について
11　　金額等審議
12　　その他

資　　料

No.1　富山県最低賃金専門部会委員名簿
No.2　富山県最低賃金専門部会運営規程（案）
No.3　富山県最低賃金審議運営事項
No.4　富山県最低賃金専門部会審議日程（案）
No.5　令和４年度賃金改定状況調査　第４表
No.6　2022年春季賃上げ妥結状況（富山県）
No.7　生活保護関係資料
No.8　富山県最低賃金改定状況の推移

資料 No. 1

富山県最低賃金専門部会委員名簿

任命年月日：令和４年７月２２日

	氏　名	現　職　等
公益代表委員	長尾（ながお）　治明（はるあき）	富山国際大学　名誉教授
	柳原（やなぎはら）　佐智子（さちこ）	富山大学　経済学部　経営学科　教授
	両角（もろずみ）　良子（りょうこ）	富山大学　経済学部　経済学科　教授
労働者代表委員	中野（なかの）　時夫（ときお）	日本労働組合総連合会富山県連合会　副事務局長
	森川（もりかわ）　幸夫（ゆきお）	電機連合富山地方協議会　事務局長
	石垣（いしがき）　敦浩（あつひろ）	アイシン・メタルテック労働組合　執行委員長
使用者代表委員	寺山（てらやま）　収（おさむ）	一般社団法人富山県経営者協会　専務理事
	江下（えした）　修（おさむ）	富山県中小企業団体中央会　専務理事
	八田（はった）　正人（まさと）	株式会社三和製作所　代表取締役社長

（敬称略）

資料 No. 2

富山県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目　的）
第１条　この規程は、富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）
第２条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は３人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。
２　前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の１週前までに部会長に通知しなければならない。
３　部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）
第３条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。
３　委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に~~適当な方法で~~通知~~速報~~しなければならない~~するものとする~~。
４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に~~適当な方法で~~通知しなければならない~~するものとする~~。

（会議の議事~~運営~~）
第４条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。
３　専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

~~（参考人の意見の聴取等）~~
~~第５条　専門部会は、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴こうとするとき~~

には、その議決によるものとし、かつその内容をあらかじめ各関係者に通知するものとする。
２　専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（会議の公開）
第５条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
２　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）
第６条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。
２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報　告）
第７６条　部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

（専門部会の廃止）
第８条　専門部会は、富山県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

（その他）
第９７条　この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める行う。

（規程の改廃）
第10８条　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

（付則）
第１条　この規程は、令和４年７月28日から施行する。

資料No.３

富山県最低賃金審議運営事項

令和４年７月４日
富山地方最低賃金審議会

令和４年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）
１　最低賃金法第25条第２項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
（１）専門部会の委員は、公労使それぞれ３人とする。
（２）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き３回を目安とする。
（３）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
（４）専門部会の審議は、原則として午後５時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）
２　参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
（１）参考人は、労使それぞれ９人以内とする。
（２）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
（３）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第６条第５項の適用）
３　専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）
４　最低賃金法第４条第３項第３号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）
５　富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第２条第３項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

（参　考）

関　係　法　令

最低賃金法第４条

１　使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

２　最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。

３　次に掲げる賃金は、前２項に規定する賃金に算入しない。

一　（略）

二　（略）

三　当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第25条

１　最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

２　最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第６条

５　審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

資料No. 4

富山県最低賃金専門部会審議日程（案）

回	開催日時・会場	主 な 審 議 事 項
第１回	令和４年７月 28 日（木） 14 時 30 分～ 富山労働総合庁舎５階大会議室	1　部会長及び部会長代理の選出について 2　富山県最低賃金専門部会運営規程について 3　富山県最低賃金審議運営事項について 4　専門部会の審議日程について 5　参考人の意見聴取について 6　地域別最低賃金改定の目安について（補足） 7　労働経済等関係指標について（補足） 8　最低賃金に関する基礎調査結果について(補足) 9　生活保護関係資料について 10　労使各側の基本的主張について 11　金額等審議 12　その他
第２回	令和４年７月 29 日（金） 13 時 30 分～ 富山労働総合庁舎５階大会議室	1　金額等審議 2　専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3　答申（全会一致で結審した場合）
第３回	令和４年８月１日（月） 13 時 30 分～ 富山労働総合庁舎５階大会議室	1　金額等審議 2　専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3　答申（全会一致で結審した場合）
第４回	令和４年８月３日（水） 13 時 30 分～ 富山労働総合庁舎５階大会議室	1　金額等審議 2　専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3　答申（全会一致で結審した場合）
第５回 （予備）	令和４年８月５日（金） 未定 富山労働総合庁舎５階大会議室	1　金額等審議 2　専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3　答申（全会一致で結審した場合）

【第３回本審】令和４年８月５日（金）14 時 00 分～
富山労働総合庁舎５階大会議室

資料No.５

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、%）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
男女計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、％）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年	Ｒ３年６月	Ｒ４年６月		Ｒ３年
一般パート計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

資料No. 6

2022年春季賃上げ妥結等状況（富山県）

調査機関	連合富山	富山県経営者協会
集計期日	2022年6月1日現在	2022年6月3日（最終集計）
調査対象	傘下組合	会員企業及び 県内主要企業
要求提出等	210組合	—
要求額	加重平均 8,346円 （ 3.42 %）	— （ — %）
妥結状況	妥結組合数 174 組合	集計企業数 129 社
	加重平均 5,451円 改定率（ 2.16%）	加重平均 5,501円 改定率（ 2.09%）
（参考） 連合富山： 2021.6.30集計結果 富山県経営者協会： 2021.6.4集計結果	加重平均 4,653円 改定率（ 2.04%）	加重平均 4,503 円 改定率（ 1.71%）

参考

春季賃上げ妥結状況（全国）

区分		調査対象	令和4年				令和3年			令和2年		
			集計年月日	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)
大企業	連　合	300人以上	7月1日(最終集計)	1,348	6,183	2.09	1,219	5,321	1.79	1,351	5,663	1.91
大企業	経団連	大　手（原則として東証1部上場、従業員500人以上）	5月20日(第1回集計)	81	7,430	2.27	89	6,040	1.82	86	7,297	2.17
中小企業	連　合	300人未満	7月1日(最終集計)	3,596	4,843	1.96	3,553	4,288	1.73	3,456	4,464	1.81
中小企業	経団連	中　小（従業員500人未満）	6月10日(第1回集計)	249	5,219	1.97	212	4,444	1.72	201	4,471	1.72

（注）
1　額、率ともに平均賃金方式による加重平均。
2　連合、経団連の令和2年、令和3年の各数値は、令和4年同時期の集計数値である。
3　経団連の調査は、了承も含む。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

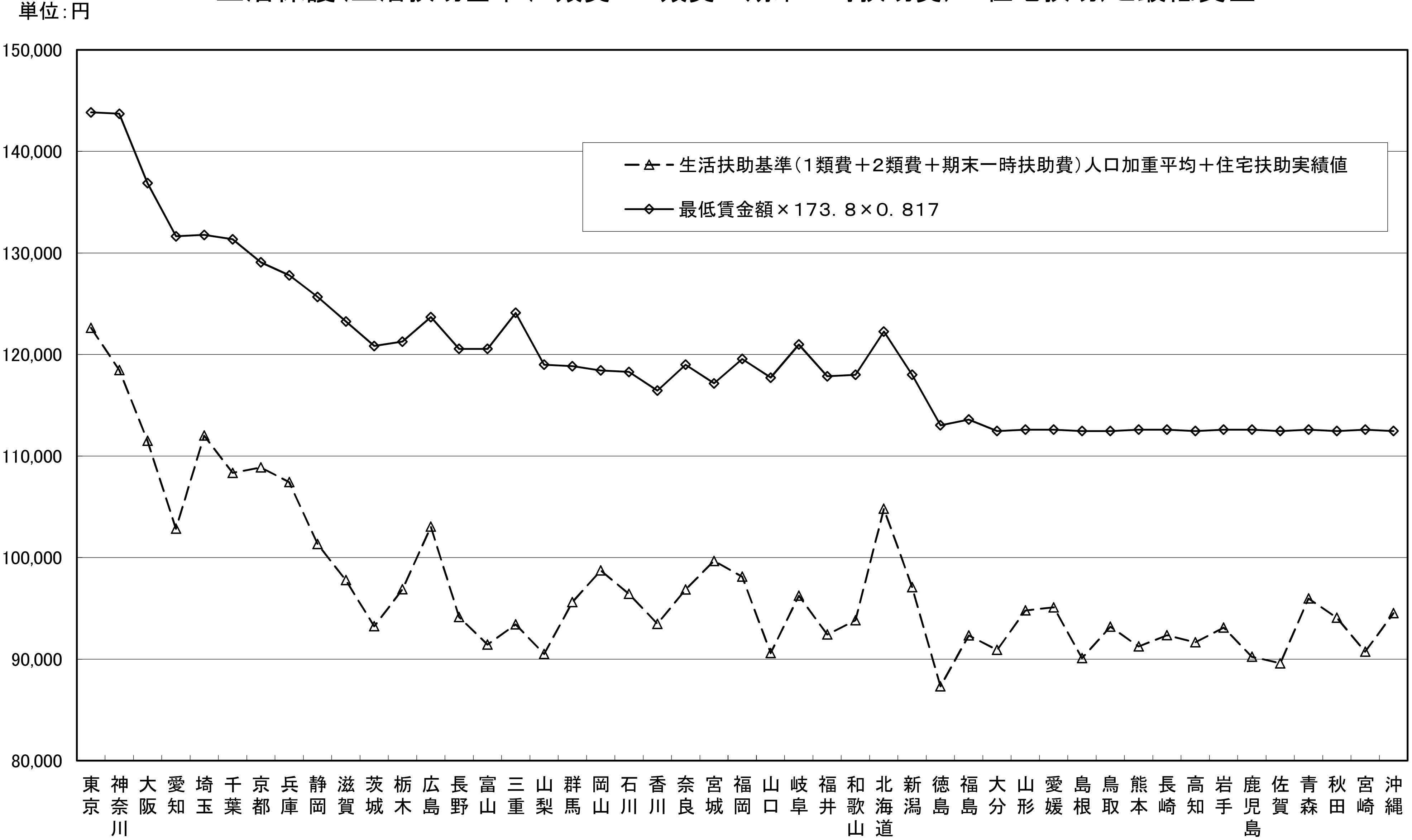

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和3年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

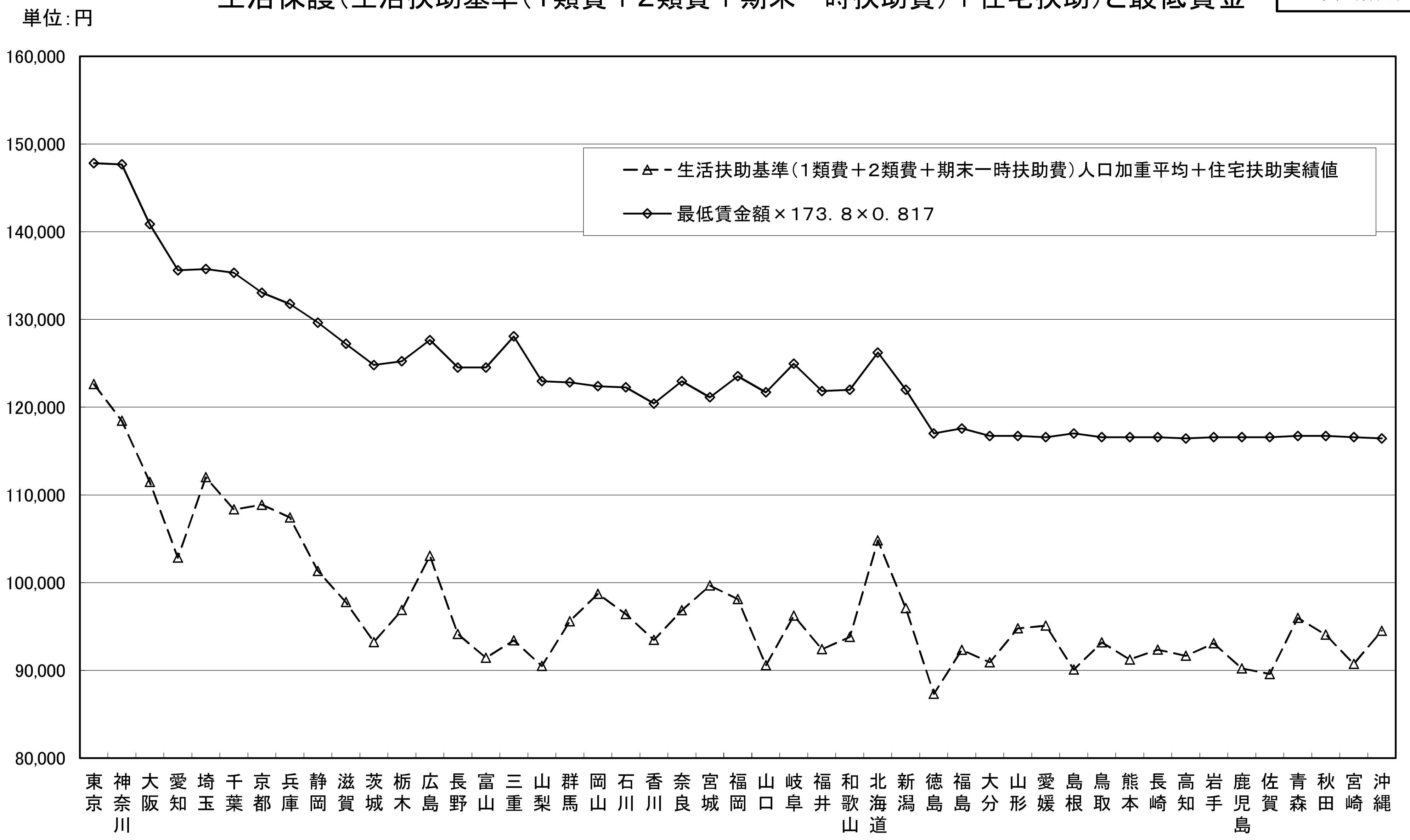

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは令和2年度（ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。）、最低賃金のデータは令和3年度のもの。
注4）0．817は時間額792円で月173．8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和２年度データに基づく乖離額 （A）	令和３年度地域別最低賃金引上げ額 （B）	最新の乖離額 （C） （＝A－B）	昨年度の目安小委で示した乖離額 （D）	乖離の変動額				
					（E） （＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額 （e①）	可処分所得比率の変動（0.817→0.817）による影響額 （e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 （e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額 （e④）
北海道	△123	28	△151	△119	△32	△28	0	△4	0
青　森	△117	29	△146	△117	△29	△29	0	0	0
岩　手	△137	28	△165	△137	△28	△28	0	0	0
宮　城	△123	28	△151	△120	△31	△28	0	△3	0
秋　田	△130	30	△160	△129	△30	△30	0	0	0
山　形	△125	29	△154	△125	△29	△29	0	0	0
福　島	△150	28	△178	△150	△28	△28	0	0	0
茨　城	△194	28	△222	△195	△27	△28	0	1	0
栃　木	△172	28	△200	△171	△29	△28	0	△1	0
群　馬	△164	28	△192	△162	△29	△28	0	△1	0
埼　玉	△139	28	△167	△136	△32	△28	0	△4	0
千　葉	△162	28	△190	△158	△32	△28	0	△4	0
東　京	△149	28	△177	△143	△34	△28	0	△6	0
神奈川	△178	28	△206	△171	△34	△28	0	△6	0
新　潟	△147	28	△175	△146	△29	△28	0	△1	0
富　山	△205	28	△233	△203	△30	△28	0	△2	0
石　川	△154	28	△182	△153	△29	△28	0	△1	0
福　井	△179	28	△207	△178	△29	△28	0	△1	0
山　梨	△201	28	△229	△201	△28	△28	0	0	0
長　野	△186	28	△214	△185	△29	△28	0	△1	0
岐　阜	△174	28	△202	△174	△28	△28	0	0	0
静　岡	△171	28	△199	△170	△30	△28	0	△2	0
愛　知	△203	28	△231	△200	△31	△28	0	△3	0
三　重	△216	28	△244	△215	△29	△28	0	△1	0
滋　賀	△179	28	△207	△178	△30	△28	0	△2	0
京　都	△142	28	△170	△138	△32	△28	0	△4	0
大　阪	△179	28	△207	△173	△34	△28	0	△6	0
兵　庫	△143	28	△171	△139	△32	△28	0	△4	0
奈　良	△156	28	△184	△155	△29	△28	0	△1	0
和歌山	△170	28	△198	△170	△29	△28	0	△1	0
鳥　取	△136	29	△165	△135	△30	△29	0	△1	0
島　根	△158	32	△190	△157	△33	△32	0	△1	0
岡　山	△139	28	△167	△134	△33	△28	0	△5	0
広　島	△145	28	△173	△140	△34	△28	0	△6	0
山　口	△191	28	△219	△190	△29	△28	0	△1	0
徳　島	△181	28	△209	△181	△28	△28	0	0	0
香　川	△162	28	△190	△161	△29	△28	0	△1	0
愛　媛	△123	28	△151	△123	△28	△28	0	0	0
高　知	△147	28	△175	△147	△28	△28	0	0	0
福　岡	△151	28	△179	△147	△32	△28	0	△4	0
佐　賀	△161	29	△190	△162	△29	△29	0	0	0
長　崎	△143	28	△171	△142	△29	△28	0	△1	0
熊　本	△150	28	△178	△151	△28	△28	0	0	0
大　分	△152	30	△182	△151	△31	△30	0	△1	0
宮　崎	△154	28	△182	△154	△28	△28	0	0	0
鹿児島	△158	28	△186	△157	△29	△28	0	△1	0
沖　縄	△126	28	△154	△126	△28	△28	0	0	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和２年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
※３　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

富山県最低賃金改定状況の推移（過去10年）

	平24年度	平25年度	平26年度	平27年度	平28年度	平29年度	平30年度	平31/令元年度	令2年度	令3年度
富山県適用ランクの目安額の推移（時間額・円）	4	12	15	18	24	25	26	27	―	28
時間額（円）	700	712	728	746	770	795	821	848	849	877
同引上額(円)	8	12	16	18	24	25	26	27	1	28
同引上率(%)	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30
答 申 月 日	9月10日	8月12日	8月5日	8月5日	8月2日	8月1日	8月6日	8月5日	8月5日	8月5日
採 択 状 況	●	○	○	○	○	○	◐	○	●	●
結 審 方 法	採決	審議会令第6条第5項適用	審議会令第6条第5項適用	審議会令第6条第5項適用	審議会令第6条第5項適用	審議会令第6条第5項適用	採決	審議会令第6条第5項適用	採決	採決
発 効 日	11月4日	10月6日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

資料No.8

（注） 採択状況： ○は全会一致　▲は労反対　●は使反対　◭ は労一部反対　◐ は使一部反対
目安ランク：富山県は、平成17年度から Cランク → Bランクとなっている。